

## 社会福祉法人 根室明郷会 役員等報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 根室明郷会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、その勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員には、報酬、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (公 表)

第5条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行うものとする。

### (補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

(1) 評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	5, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5, 0 0 0 円

(2) 理 事

区 分	日 額
理事会等会議への出席	5, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5, 0 0 0 円

(3) 監 事

区 分	日 額
監事監査等への出席	5, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5, 0 0 0 円